

大 第 8 8 7 号
令和4年12月23日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部大気保全課長
(公 印 省 略)

「令和4年度建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策研修会」について

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力頂きお礼申し上げます。

さて、令和3年4月1日から改正大気汚染防止法が施行され、全ての石綿含有建材が規制の対象となるなど、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策が強化されているところです。

この度、法改正を踏まえて環境省が事業者の方々を対象とした研修会を別添のとおり開催しますので、貴職においても貴団体会員への周知に御協力下さるようお願い致します。

【担当】

千葉県環境生活部大気保全課

大気規制班 関口

TEL : 043-223-3804

E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp